

令和 4 年度第 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 5 月 1 6 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 2 7〕

① 件 名
石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議及び石巻市立地適正化計画策定懇談会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成 2 6 年 8 月 1 日に改正された都市再生特別措置法が施行され、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの具体的な施策を推進するため、立地適正化計画制度が設立された。 本市では、石巻市都市計画マスタープランにおいて「コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築」をまちづくりの基本理念としており、当該理念の実現に向けたコンパクトなまちづくりを進めるため、令和 3 年 1 0 月から立地適正化計画の策定に着手し、現在、現状把握と課題分析等を行っている。</p> <p>【目的】 石巻市立地適正化計画を策定するため、庁内関係課で構成する石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議及び外部の有識者で構成する石巻市立地適正化計画策定懇談会を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 1 持続可能な生活基盤整備を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 5 月 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について宮城県告示 1 1 月 石巻市都市計画マスタープランの改定作業着手 令和 3 年 1 0 月 石巻市立地適正化計画の策定作業着手（業務委託契約締結） 1 2 月 石巻市都市計画マスタープラン（案）について石巻市都市計画審議会へ 諮問 令和 4 年 3 月 石巻市都市計画マスタープラン（案）について石巻市都市計画審議会から 答申 4 月 石巻市都市計画マスタープラン改定</p>
⑤ 主な内容
<p>【石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議】 石巻市立地適正化計画を策定するため、石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議を設置する。</p> <p>1 所掌事務 (1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。 (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組 織 (1) 検討会議 (2) 庁内ワーキンググループ</p>

【石巻市立地適正化計画策定懇談会】

石巻市立地適正化計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見聴取するため、石巻市立地適正化計画策定懇談会を設置する。

- 1 意見を求める事項 (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
(2) その他市長が必要と認める事項に関すること。
- 2 構 成 員 次に掲げる者で構成し、構成員は15人以内とする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役員、構成員又は職員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- 3 設置期間 令和5年3月31日までとする。

※石巻市立地適正化計画策定体制図は別紙のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

多様な関係者からの意見を踏まえて、立地適正化計画について検討していくことにより、実効性を持った計画を策定することができる。

【財政措置】

報償費 836千円（104,500円（11人）×8回）

費用弁償 86千円（10,730円（11人）×8回）

合計 922千円

（財源）一般財源 ※当初予算計上済

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

大崎市：大崎市立地適正化計画推進協議会（規則）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年	6月	石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議設置要綱及び 石巻市立地適正化計画策定懇談会設置要綱制定（令和4年6月1日施行予定） 第1回庁内ワーキンググループ 第1回石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議 第1回立地適正化計画策定懇談会 （以降、随時各会議開催）
	12月	石巻市立地適正化計画（案）を市議会へ説明
令和5年	1月	住民説明会
	2月	パブリックコメント
	3月	石巻市都市計画審議会へ諮問・答申 石巻市立地適正化計画策定

⑨ その他